

第1回 茨城県市町村合併推進審議会 議事録

日 時 平成17年12月22日(木)午後3時0分～4時0分

場 所 茨城県庁 庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 知事あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選任
- 5 諮 問
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 茨城県市町村合併推進審議会運営規程について
 - (2) 旧合併特例法下における市町村合併状況について
 - (3) 新合併特例法及び国の指針について
 - (4) 審議内容及びスケジュールについて
 - (5) 市町村合併推進構想に関する意向調査の実施について
- 8 その他
- 9 閉 会

○事務局

それでは、皆様、定刻となりましたので、ただいまから第1回茨城県市町村合併推進審議会を開会いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます総務部市町村課広域行政推進室長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、橋本知事からごあいさつを申し上げます。

○知事

本日は、皆様方には、茨城県市町村合併推進審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、お忙しい中、委員をお引き受けいただきましたことについて、お礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のように、合併につきましては、来年の3月に一応一段落するところではございますけれども、一段落したとはいっても、合併について、これからいろいろな形で検討しなければいけない地域が残っておるのもご承知のとおりでございます。いろいろな事情から、合併しなかったけれども、うまく合併まで至らなかったという地域もございますし、水戸市と茨城町のように、少し時間を置かないと、ということで、法期限後に合併についての動きが出てきているところもございます。いろいろな地域があるわけでございますけれども、そういった地域につきましても、これから市町村長さん、市町村の議員さん、あるいは地元の県議さん、さらには住民の方々などからいろいろと意向を聞きながら、どのような形にしていけば、茨城県にとって、そして各市町村にとって一番いい形になっていくのかということについて、皆さん方から方向づけをしていただければ大変ありがたいと思っておるところでございます。

ご承知のように、今回も、三位一体の改革という形で、地方の裁量と自由度を増す方向を目指して、ということで改革が行われているわけでございますけれども、実態は、どちらかという、国の財政再建ということが主になりがちでございます。地方にとりまして、ますます厳しい状況が出てきているわけでございます。

そういった中でどうすればいいかということについては、市町村の行財政能力を高める、あるいは目指す改革を進めるといったことが必要になってくるわけでありまして、その中でも特に合併ということは、行財政改革の究極の姿の一つではなかるうかなと思っております。そして、そういう中から、おのずから市町村の行財政能力も高まっていき、大きな仕事もしっかりとできるようになっていってくれるであろうと思っておるところであります。

平成の大合併で、本県では25の合併が行われることになっております。これは件数としては一番多いのですけれども、ただ、西の方におきましては、市町村の数が10台になるのも何県かあるような状況にございまして、20台の前半というところも幾つもございます。また、片一方で、道州制なども地方制度調査会などで議論され始めているという状況にかんがみますと、私どもとしても、さらに茨城の将来のあるべき姿を描いていく必要があるのだろうということで、皆様方から貴重なご意見をお伺いして、それをもとに、将来の方向づけをしていけたらなと思っておるところであります。

皆様方には、大変お忙しい中、また、これまでいろいろとお世話になっている中で大変

恐縮でございますけれども、この審議会におきまして、すばらしい方向を出していただきますように心からお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、委員の方々をご紹介させていただきたいと存じます。

なお、委嘱状につきましては、あらかじめお手元に置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、次第の次のページに委員の皆様の名簿がございますので、名簿順にご紹介させていただきたいと存じます。

まず、石井武委員でございます。

井上繁委員でございます。

佐藤俊枝委員でございます。

白波瀬佐和子委員でございます。

関正夫委員でございます。

平逞仁委員でございます。

疋田淑子委員でございます。

村田康博委員でございます。

村田省吾委員でございますが、遅れるとの連絡がございましたので、到着時にご紹介させていただきたいと思っております。

次に、川田弘二委員でございます。

小松崎常則委員でございます。

稲葉常美委員でございます。

鶴岡正彦委員でございます。

長谷川大紋委員でございます。

山口武平委員でございます。

なお、萩原久委員、福岡和子委員、山下文子委員につきましては、本日欠席とのご連絡がありましたので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、事務局出席者をご紹介させていただきます。

上月総務部長でございます。

麦島企画部長でございます。

岡田市町村課長でございます。

笠尾地域計画課長でございます。

続きまして、会長の選任でございます。会長につきましては、茨城県市町村合併推進審議会条例第5条第2項の規定によりまして、「会長は、委員の互選によって定める。」とされておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

○事務局

ただいま「事務局一任」というお話がございましたが、事務局といたしましては、茨城

県社会福祉協議会会長などの豊富な経験をお持ちで、茨城県総合計画審議会の委員にもご就任いただいております。関正夫委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

「異議なし」とのことですので、関正夫委員に会長をお願い申し上げます。

それでは、関会長、会長席にお移り願いたいと思います。

続きまして、知事から茨城県市町村合併推進審議会へ諮問がございます。

○知事

市町村の合併の特例等に関する法律第 59 条第 1 項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、併せて「将来の市町村のあるべき姿」を検討したいので、同法第 59 条第 3 項及び第 60 条第 2 項の規定により意見を求める。

平成 17 年 12 月 22 日 茨城県知事 橋本昌

よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、ここで会長にごあいさつをいただきたいと存じます。関会長、お願いいたします。

○会長

ご紹介いただきました、現在は経営者協会の会長をさせていただいております。関正夫と申します。皆様方のご推薦をちょうだいいたしまして、この審議会の会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会は、知事さんの諮問に応じまして、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の策定等につきまして調査審議するために設置されまして、市町村合併のさらなる推進を図るものとされております。そして、今後の合併市町村が、そこに住む人や訪れる人など、あらゆる人に優しく、とりわけ郷土愛がはぐくまれるような市町村になりますように、委員の皆様方とともに審議に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方のご協力をいただきまして、審議会の円滑な運営に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

まことに簡単でございますが、ごあいさついたします。よろしくどうぞ。

○事務局

ありがとうございました。

まことに申しわけございませんが、知事は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

○知事

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず、事務局から一言おわびを申し上げます。

本日の会議資料でございますけれども、本来ですと事前に送付しなければいけないとこ

ろでございますが、当日になりまして、まことに申しわけございませんでした。2回目以降は事前に送付したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、審議会条例の規定に基づきまして、会長代理に井上繁委員を指名させていただきたいと存じます。井上委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、次第に基づきまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、最初の(1)であります、茨城県市町村合併推進審議会運営規程につきまして、事務局より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局を務めます市町村課長の岡田でございます。私から説明させていただきたいと思っております。

議事の説明に入ります前に、新合併特例法に基づきます本審議会の役割について、少々ご説明申し上げたいと思っております。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

「審議会の位置づけ」でございますけれども、自主的な市町村の合併の推進に関する構想の策定に際し、その事項を調査審議する県の付属機関という位置づけでございます。

「審議会の役割」についてでございますけれども、大きく3つございます。

1つ目は、都道府県が構想を定め、あるいは変更するとき、その事項を調査審議し、意見を述べるということでございます。

2番目としましては、知事の諮問に応じ、合併推進に関し重要な事項を調査審議することということでございます。

3番目でございますけれども、合併協議の過程で必要となった場合ということでございますが、市町村合併調整委員につきましては、市町村合併推進審議会の委員の皆さんの中から任命されるということでございます。

なお、今申し上げました構想、あるいは市町村合併調整委員などにつきましては、後ほど議事の中で詳しくご説明申し上げたいと思っております。

2ページには、新法の法律の抜粋がついてございます。

それでは、茨城県市町村合併推進審議会運営規程(案)についてご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

この規程につきましては、会議の運営方法について定めたものでございます。

第2条でございますが、先ほど井上委員が会長代理に指名されたところでございますが、会長代理は、会長を補佐し、会長の指示する事項を処理するものとしてされております。

第3条でございますが、会議は、原則公開とさせていただきたいと存じます。ただし、例えば構想対象市町村の組み合わせの検討など、公開することにより、審議に著しい支障

を及ぼすおそれがあるときなどにつきましては、審議会に諮り、公開しないことができるとしております。

なお、本日の最後に、次回の審議会についての対応をご審議いただければと思っております。

第5条でございますが、会議の議事につきましては、議事録を作成することとしております。

なお、議事録の発言委員名につきましては、個人名を表記せず、委員のみの表記としたいと考えてございます。

第6条でございますが、議事録、会議資料につきましては、原則公開とさせていただきたいと存じますが、会議と同様、公開することにより、審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるときなどにつきましては、審議会に諮り、その部分を公開しないことができるということにしてございます。

第7条、8条につきましては、傍聴に関する規程でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

運営規程につきまして、ご説明申し上げたところでございますが、委員の皆様方からご意見、ご質問がございましたらお願いいたしたいと思っております。

特にないようでございますので、原案どおり決定させていただきます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長

ありがとうございます。

なお、本日の議事につきましては、これまでの合併経過や新法の説明などがございますので、公開のまま進めたいと存じます。

それでは、(2)旧合併特例法下における市町村合併状況について及び(3)新合併特例法及び国の指針について報告事項となりますので、一括して事務局より説明いたします。お願いいたします。

○事務局

それでは、(2)の「旧合併特例法下における市町村合併状況について」ご説明いたします。

4ページをお開きいただきたいと思います。

いわゆる平成の大合併におきまして、全国で市町村合併が行われてきたところでございますけれども、全国と本県の合併状況についてご説明いたしたいと思っております。

の「市町村合併の実績」でございますが、全国の市町村数は、平成11年3月末に3,232でございましたが、来年の3月末には1,822となります。

なお、この数字は、旧合併法下における実績でございますが、新合併法下で合併を予定している地域が既に香川県で1件ございます。ということで、現時点においては、来年3月末の市町村数は1,821という状況になります。

本県の市町村数は、85 から来年3月には44 になりますが、減少数では全国11 位という状況になってございます。

の「人口1 万人未満の市町村数」でございますが、全国では1,537 から489 という状況でございますが、依然として、4 分の1 は人口1 万人未満の小規模自治体という状況にございます。

本県につきましては、15 ございましたけれども、合併により、人口1 万人未満の町村が解消されることになりました。これにつきましては、本県と兵庫県のみという状況になってございます。

なお、このデータは、平成12 年度国勢調査の人口によるものでございまして、今現在、17 年度の国調が集計中でございますので、この結果によっては若干の差異があるのかなと思っております。

の「人口段階別の市町村数」でございますが、本県につきましては、ごらんのとおり、特に5 万人から10 万人という中規模な市が全国比で2 倍以上になっているということで、こちら辺が充実している状況にございます。ただし、一方では、人口30 万人以上の規模の大きい市が存在しないという状況にもあるということでございます。

飛びまして、6 ページをお開きいただきたいと思います。

本県の市町村合併の詳細な状況についてでございます。

(1) 平成に入ってからの実績でございますが、72 市町村、28 地域で合併が行われてございます。先ほど知事は25 と申しましたが、その時期的なとり方がございまして、平成に入ってからの実績では合併数は28 ということで、この数字も全国でトップの数字になってございます。

(2) 合併に至らなかった市町村は17 ございました。

(3) 本県の合併の特徴ということでございますが、これまでご説明しましたように、全国に比べまして、合併数や市町村の減少数は上位であるとともに、来年3月の44 という中で市の数が32 となりますことから、県人口の9 割強が市の行政サービスを楽しむことになるといったことも非常に特徴ある状況になってございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。

合併に至らなかった市町村でございますが、上の表が、合併協議会を設置しましたけれども、合併に至らなかった市町村ということで、7 市町村でございます。下の表が、合併協議会を設置しなかった市町村でございます。結果として10 市町村でございます。

なお、この中で茨城町につきましては、ご案内のとおり、今月、水戸市との任意合併協議会を既に設置しておりまして、新法下での合併協議を進めている状況にございます。

10 ページに44 になる図がついておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、11 ページをお開きいただきたいと思います。

3 番目の「茨城県市町村合併推進要綱」ということでございますけれども、この要綱につきましては、旧合併特例法下における市町村合併を推進するため、茨城県市町村合併推進委員会から調査検討結果の報告を受けまして、平成12 年12 月に県において策定したものでございます。

「要綱の内容」でございますけれども、市町村の具体的な合併議論を喚起いたしまして、

合併気運の醸成を図っていくための参考，あるいは目安として，21世紀を展望いたしまして，本県の市町村のあるべき姿として将来目指すべきパターンが17，そこに至る段階としまして，気運醸成を図るパターンということで29パターンを示してございます。これに基づき，現在まで合併を推進してきたという状況でございます。

12ページが，将来目指すべきパターンの17のパターンでございます。

13ページが，その前段の段階的に気運醸成を図るパターンということで，29のパターンを示しておるところでございます。

次に，(3)の新合併特例法及び国の指針についてご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

いわゆる平成の大合併を推進してまいりました旧合併特例法が平成17年の3月31日で失効となってございまして，4月1日からは市町村の合併の特例等に関する法律，いわゆる新法が施行されている状況でございます。

この新法の特徴につきましては，大きく3点ございます。この表の中にもございますが，(1)の「合併特例区制度等の創設」，(2)の「市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置」，(3)の「市町村合併推進のための方策」という大きく3つの特徴がございます。

このうち，(2)の「市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置」でございますけれども，新法におきましては，地方税の不均一課税，あるいは議員の在任特例など，合併の障害になるだろうと想定されますものを除去するための措置が存続しているわけでございますが，合併特例債などの有利な財政支援措置は廃止になっている状況でございます。

(3)の「市町村合併推進のための方策」でございますけれども，といたしまして，総務大臣が，市町村合併を推進するための基本指針を策定することになっております。

次に，といたしまして，都道府県が，国が策定しました基本指針に基づいて，市町村合併推進審議会の意見を聴いて，市町村合併の推進に関する構想を策定するということとなります。

さらに，といたしまして，都道府県知事は，構想を策定した段階で，合併推進のためのあっせん，あるいは調停，さらに勧告等の措置を講ずることができるかとされているものでございます。

なお，この新法につきましては，平成22年3月31日までの5年間の時限法となっております。

15ページにつきましては，旧法と新法の比較表を掲載しておりますので，ごらんおきいただければと思います。

続きまして，16ページをお開き願います。

資料が横になってしまっていて申しわけございませんけれども，ただいま申し上げました総務大臣の基本指針，都道府県の構想，知事の権限などをフロー図にしたものでございます。

都道府県は，網がかかっているように構想を策定する。この構想に基づき，合併協議会が設置されていない場合には，合併協議会設置の勧告を行うことができる。また，勧告を受けた市町村は，設置について議会に付議することが義務づけられる。議会が否決した場

合は、住民投票請求を行することができる。このような流れになっているところでございます。

一方、構想に位置づけられた市町村でございますが、合併協議会がもう既に設置されている。しかしながら、合併協議の過程におきまして、大体は合意されているのだけれども、例えば名称がどうだとか、事務所の位置がどうだとか、一部の協議事項で対立している。こういう場合に、知事は、協議会からの申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん・調停ができるとしております。

この市町村合併調整委員につきましては、市町村合併推進審議会の委員の中から任命することになりますので、先ほど冒頭ご説明しました「審議会の役割」の(3)番目にこの部分が該当してくるという状況でございます。

ただ、この知事の権限は、法律に基づく制度でございますので、当審議会の意見等を踏まえながら、自主的な市町村合併を促進するという基本を踏まえまして、その対応については検討していきたいと考えているところでございます。

次に、指針についてご説明いたします。

17ページをお願いいたします。

総務大臣の基本指針の概要でございますが、まず、基本的に、新法下でも、引き続き自主的な市町村合併を推進するということが大きくうたわれてございます。

3番目の「審議会の設置」でございますが、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想について十分審議、検討を行うこととしております。

18ページをお開きいただきたいと思います。

4の「構想の内容」でございます。構想において定める事項につきましては、新法の59条2項におきまして、ここに記載の(1)から(4)までの4項が定められております。その内容につきまして、この指針に具体的に示されておりますので、ご説明申し上げます。

(1)の「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」でございますが、市町村の望ましい姿、あるいは合併推進の必要性、さらに合併を推進するに当たっての県の役割等について示すことになってございます。

(2)の「市町村の現況及び将来の見通し」でございますが、市町村の行政運営、財政状況の現況、さらに人口や高齢化の見通しなどを示すこととしております。

(3)の「構想対象市町村の組合せ」でございますが、自主的な合併の推進が必要と認められる市町村の組合せを示すこととされております。

なお、この対象となる市町村につきましては、箱書きにさらに書いておりますように、
の生活圈域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、あるいは、指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、さらに、おおむね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村、この3つについて組合せをつくとされております。

(4)の「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」でございますが、県による助言、情報提供、勧告等、合併を推進するために必要な措置を示すこととしております。

19ページをお開きいただきたいと思います。

この指針と同時に、総務省の大臣官房総括審議官から通知が併せてございましたので、ご説明申し上げます。

箱書きの中ですが、「1 審議会における審議」ということで、その(2)でございますが、審議会においては、それぞれの市町村に対しまして、基本的な方針を聴取しなさい、市町村からの意見を聴きなさいということが盛り込まれてございます。

大きい2の「構想の内容」の(1)でございますが、構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りと示されてございます。

さらに、3番目の「構想の作成時期等」についてでございますが、構想については、早期に作成することが望ましいとされておりましても、必要に応じて適宜修正することや、構想を段階的に作成することも可能とされております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページにつきましては、国の合併支援プランでございます。8月31日に、政府の市町村合併支援本部によって決定されたものでございます。

第2の2で「対象地域」ということがございますが、ここに書いてありますように、構想に位置づけられた構想対象市町村や新法に基づいて合併した市町村がこの支援プランの対象になるということでございます。

第3の「新支援プラン」につきましては、各種の支援策が表記されているところでございますけれども、これらの支援の中には、この構想に位置づけられなければ対象にならないものもございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。大変盛りだくさんのご説明をいただきました。ご質問がございましたらお願い申し上げたいと思います。

特にないようでございますので、(4)の審議内容及びスケジュールにつきまして、事務局よりご説明申し上げます。お願いいたします。

○事務局

それでは、引き続きまして「審議内容及びスケジュールについて」ご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

「審議会の審議内容」につきましては、先ほど知事から諮問を行ったところでございますが、「構想」という部分と「将来の市町村のあるべき姿」という部分の2点について、ご審議をお願いしたいと考えております。

(1)の構想でございますが、新法に基づく法定の審議事項となっております。先ほど18ページで説明いたしました内容のものが から まで4項目記載されております。

なお、「構想対象市町村の組合せ」につきましては、先ほどお話ししましたが、新法の期限が平成22年3月までとなっておりますので、それまでに、合併が必要な市町村を中心に、この構想を策定していきたいと考えているところでございます。

(2)の「将来の市町村のあるべき姿について」でございますが、これは任意の審議事項となっております。先ほどご説明しましたように、平成12年に作成しました将来目指すべきパターンは17パターンでございましたが、これが現時点で一部相違が生じてございますし、今後、構想対象市町村の組合せを審議していく中で変更となる部分もあるのかなと想定されます。こういうことを踏まえまして、本県における将来の市町村のあるべき姿

についてご審議いただきたいと考えているところでございます。

大きい2番目の「地域の意向把握」でございますが、自主的な市町村合併の推進を念頭に置きまして、地域の意向を把握しながら審議を進めてまいりたいと考えております。

(1)の「構想に関する意向調査」でございますが、これは次の議事で説明いたしますが、全市町村長を対象に、市町村の現況及び将来の見通しや合併の必要性について、アンケート調査を実施したいと考えてございます。

(2)でございますが、「市町村長の意向聴取」でございます。アンケート調査の結果を踏まえまして、市町村長の意向を直接聴く必要がある市町村に対しまして、市町村の運営方針や合併意向についてお聴きしてまいりたいと考えてございます。

(3)の「地域における関係者の意見交換」でございますが、構想対象市町村の組合せを検討するに当たりましては、地元関係者の方々、例えば地元選出の県会議員の先生、それぞれの関係団体の皆さん、当事者でございます市町村長さんの参加が考えられると思っております。関係者の皆さんで十分に意見を交換していただきまして、新合併特例法下の合併が円滑に進むよう、意見を頂戴してまいりたいと考えてございます。

(4)の「県民の意見把握」でございますが、会議資料、あるいは議事録を公開しまして、広く県民の皆さんから意見を募集してまいりたいと考えております。

23ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま説明しました状況の中で地域の意向を把握しながら、この「スケジュール」にありますように、5ないし6回の審議会を開催しまして、1年半程度を目途に審議会の意見を取りまとめ、知事に答申していただければと存じます。

○会長

ありがとうございました。

(4)の「審議内容及びスケジュールについて」のご質問をいただく前に、北茨城市の市長さんで、茨城県市長会の会長さんの村田省吾さんが到着いたしましたので、ご紹介申し上げます。

○委員

遅れまして申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ただいま申し上げました(4)につきまして、先ほどの知事さんからの諮問の内容にもかかわりますし、スケジュール等も含めまして、ご意見、ご質問がございましたらお願い申し上げたいと思います。

あとは次の(5)だけになりますので、何かご質問などございましたら、ひとつお願いしたいと思います。

この件につきましてもご意見がないようでございますので、原案どおり決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長

ありがとうございます。原案どおり決定いたします。

続きまして、(5)の市町村合併推進構想に関する意向調査の実施につきまして、事務局

より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、「市町村合併推進構想に関する意向調査の実施について」ご説明いたします。

24 ページをお開きいただきたいと思います。

「調査目的」でございますが、審議会における構想の調査審議に当たっての基礎資料とするために、この調査を実施してまいりたいと考えております。

「調査対象」及び「調査時期」でございますが、県内すべての市町村長に対し、文書によりアンケート調査をするものでございます。

調査につきましては、来年1月には行いたいと存じておりますが、ご案内のとおり、来年の2月以降に合併する市町村もございます。この場合につきましては、それぞれ協議調整をお願いいたしまして、新市の方針としてご回答いただく。このような段取りで進めたいと思っております。そういうことで、対象市町村数、3月末44の市町村の状況を取りまとめたいと考えてございます。

4番目の「調査項目」についてでございますが、大きく2点ございます。

(1)の「市町村の現況及び将来の見通し」といたしましては、人口・高齢化の見通し、住民ニーズ、財政状況や財政の見通し等の調査を行い、今回の構想に位置づける項目でもございます市町村の現況と将来の見通しという部分に生かしてまいりたいと考えてございます。

(2)の「合併の必要性等」でございますが、合併の必要性、必要な場合の時期や組合せ、合併を検討する際の課題、県に期待する支援等につきまして調査を行いまして、構想の項目でございます構想対象市町村の組合せや、合併を推進するために必要な措置を審議する上での基礎資料にしたいと考えているところでございます。

5番でございますが、「調査結果」でございます。第2回の審議会で報告したいと考えております。さらに、結果につきましては、公開していきたいと考えてございます。

25 ページから 32 ページまでがそれぞれの具体的な調査票でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。説明申し上げましたが、この点につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたしたいと思います。

○委員

いや、これは難しいな。意向調査をやっても、福島県の矢祭町だったか、あそこなんかは、合併しないと言っているのだから。ああいうところもあるからな。

岩井の場合、境町と猿島町と3市町でやることになって、99%うまくいったのが、住民投票をやって逆になってしまった。それで離脱してしまった。今度入れてくれと言っても入れないだろう。古河の方もそうだね。条例を制定して。結局は成立しなかったが。それをどうするかということだ。五霞と境が残っている。これは難しいですよ。県の方でああだ、こうだと言っても入れないから。そういう苦汁をなめているわけだから。まあ、これは当分お預けだな。

○委員

12 ページに「将来目指すべき合併パターン」という図面があるけれども、桜川市が誕生して、岩瀬・大和・真壁が合併したばかりなのに、「将来目指すべき合併パターン」ということで岩瀬を他に入れて、これがマスコミで出たら、どのように説明するの？

○事務局

済みません。先ほど私の説明がちょっと足りなかったと思いますが、12 ページ、13 ページは、平成 12 年のときのパターンでございまして、これが若干変わっているわけでございます。

○委員

「将来目指すべき」と言ったら、今からの将来を言う。

○事務局

わかりました。

○委員

こういうのが目指すべきパターンだ。だから、こういうのはもっと先にやればいいのだよ。決まってしまったところを「将来目指すべき合併パターン」と今日出たら説明のしようがない。またやり直すのか、という話になってしまう。

○事務局

ただ、12 年のときにつくったパターンが一部変わっていますので、今回、皆さんにご審議いただいて、これを少し変えていこうというのが「目指すべき合併パターン」で、私の説明がちょっと足りなかったと思います。申しわけございません。

○委員

この図面は誤解を招く。単純な見方をすれば、「将来目指すべき」と言ったら、今からまたやり直すのか、という話になる。

○会長

そうですよ。私、きのうですか、これを見せていただきまして、こんなに早く進めて、茨城県は仕事が早いなと思っていたのですが、違うのですな。

○事務局

済みません。11 ページ、12 ページ、13 ページは、県議会の先生方以外の方々にも説明をよくしないといけないと思ひまして、過去にこういうことがあったという今までの経緯の資料を今回出させていただいたものでございますが、資料は公開することになっておりますので、そのときには、誤解を招くことがないように、各紙にクレジットをちゃんと書いて、かつてこういうことがあった、今回目指すべきパターンとして、このたたき台が出ているわけではないということを引き出していただきたいと存じます。

○事務局

どうも済みませんでした。

○会長

いや、調子づいて申し上げるわけではありませんが、私は、下館、筑西、結城もこのように決まっているのかと。これで決まってしまうのでは、政治家の皆さん、県の皆さん、県の皆さんも随分不親切だなと。このような流れでいくのだとすれば、最初から言っていたら、今の結城を除いた町村合併ももっとスムーズにできたのかなと私は

個人的には感じたのでありますが、そうでないのだとすれば、どのようにやられるわけですか。これを削除するとか……。

○事務局

13 ページにございますように、まず段階的に、というのもあったわけでございますが、12 ページの「将来目指すべき合併パターン」は、平成 12 年につくりました段階で、2050 年程度、半世紀後ぐらいを目途に、ということでかいたものでございまして、そういった説明をきちっと書かずに出したのが誤解を招くもどだったのかなと、今、非常に反省いたしているところであります。

○会長

50 年先のことは、小学生か中学生にでも集まってもらってやった方がいいかも。

○事務局

今回の「あるべき姿」は、これに基づくわけではございませんが、将来に向かっての大きな絵を県としても示すべきだという声もございまして、昔、こういうものもあったという経緯も踏まえながらご議論いただきたいということでございまして、資料は、その辺の体裁をきちっと整えて出ささせていただきたいと思います。

○会長

過去の争いというか、そういう流れがありますから、これは相当慎重におやりいただければありがたいと思います。

○委員

構想が「将来」と言っているから、だれも将来だと思ってしまうのだよ。

○委員

16 ページですが、合併協議会が設置されていない自治体は、今後も自立でいくという想定の中で各自治体を見た場合、それは協議会設置を勧告する。もし勧告に従わなかった場合は、という想定の中での質問をしたいのと、自主的合併を進めると言っておきながら強制的なのかとなってくると、この審議会はもう一度見直さなければいけないと感じられます。その辺をちょっと説明してください。

○事務局

16 ページの絵でございますが、委員ご指摘のとおり、今回の法律は、あくまで自主的合併を促進するという枠組みは崩しておらないわけでございます。16 ページの一番左側にあります「合併協議会が設置されていない場合」につきましても、設置してはどうかという勧告なのでございますが、最終的には、首長さん、議会、住民が決めるというスキームになってございまして、設置してはどうかという勧告をしたから必ず設置するというスキームではございません。ただ、設置してはどうかという投げかけというのでしょうか、県としての誘導というのでしょうか、県がもっとリーダーシップを持ってやるべきだという声も他方でもございまして、そういったところを踏まえて、法律が少しずつ変わってきて、今回は提案まではできる。しかし、決めるのは市町村であり、市町村の住民であるというスキームになって、自主的合併という枠組みは変わっていないということでございます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、意向調査の実施については、これでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○委員

ちょっといいですか。私のところは意向調査の対象、また、後での面談方式でいろいろヒアリングをやられる対象になるわけだけれども、実際に合併しないで残ったところはいろいろ問題があり、経過がある。そういう点で、そこについては重点的に、早めにヒアリングをやった方がいいのではないかという感じがする。実際問題として、意向調査ぐらいではなかなか難しいですよ。随分苦労してやった結果、うまくいかなかったという経験をみんなしているわけだから、その辺のところは早めに。市町村課では状況の把握は大体されていると思いますけれども、今の時点で町村長が本当にどう考えているか、早く面談して、早く確認された方がいいのではないだろうかという気がします。それは4月以降ということになっているのですが。

○会長

ありがとうございました。

○事務局

アンケートにつきましては、未合併のところも合併したところも含めまして、全体的な基礎データを、ということもございますので、至急やらせていただきたいと思っております。

そのほかに、個別に面談して意向調査をしていかなければいけない。これは、法律といえますか、指針にも書いてあることでございます。各市町村はどのような意向なのか、審議会でもその意向をきちっと踏まえて審議してくれと書いてございますので、それをしなければいけないと思っております。第2回の審議会の日程もございますが、ご指摘を踏まえまして、極力早めに意向聴取ができますように日程を考えてみたいと考えます。

○委員

意向調査はよいのでは。意向調査は、結果はどうであろうと、住民の合併への意欲を盛り上げる手段だと私は思うのです。いろいろやることで合併しなさいと。残っているところを何とかやって、そのための特例措置で、残っているところは合併してくれよということですね。ただ、これは結婚と同じだから、いいからやれと言ったって、おれはいらぬと言えはどうしようもないから。

○会長

では、12ページと13ページは、仕事をちょっとし過ぎたと解釈して、これは訂正するというので。

○事務局

そこはクレジットをつけて、過去の資料であるということをお知らせいたします。

○会長

でも、普通、商売をやっていると、こういうことは出さないようにするのですよ。お客さんに怒られてしまいまして、取引停止になってしまいますよ。どうぞよろしくお願い致します。

意向調査についてはこれでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長

本日の議事は以上でございますが、「その他」として、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○事務局

第2回の審議会でございますが、来年の2月に開催したいと考えております。日程が決まり次第、委員の皆様方にはご連絡したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、会議の内容についてでございますけれども、内容は、構想に関するアンケート調査の結果報告、あるいは面談による市町村長の意向聴取方法及び意向聴取対象市町村の選定などを予定しているところでございます。

つきましては、次回の審議会につきまして、会議を公開とするのか、非公開とするのかお決めいただきたいと存じます。

○会長

ただいま事務局から、第2回審議会を公開とするか、非公開とするか決めていただきたいとの話がありましたので、ご意見がございましたらお願い申し上げたいと思ひます。

○委員

ちょっといいですか。まとめて後で、ということで留保していたのですけれども、運営規程にありますように、原則としては公開ということで、それは非常に重たい条項だと思うのですね。ですから、それを踏まえていただいて、極力公開があるべき姿かなと私は思うのですね。

ただ、お話がありましたように、前向きに、地域の方々に有益な形で、どのように合併を推進するかということが目的でございますので、それを阻害するような案件、あるいはそれに支障を来すような案件を審議する場合には、極力絞った形で非公開ということはあってもいいのかなと思ひますけれども、原則公開ということは非常に重たい条項であることを委員の皆さんもご認識の上、広い立場での議論の中で、非公開は限定された形でお願ひしたいと思っております。したがって、事務局からは、非公開にする、しないの審議をする場合には、委員の皆さんが、それはやはり非公開にすべきだろうという認識を十分得られるような説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○会長

委員の考えは、原則公開で、厳しく慎重に考えて、非公開にすることも考えられるといったことでよろしゅうございますかね。

○委員

はい。非公開にした場合の後のフォローは当然考えていらっしゃる？ そちら辺もここで説明しておいていただけたらと。

○事務局

私どもといたしましては、もちろん原則公開と考えてございますが、市町村の組合せに関する議論などにつきましては、関係市町村、関係者にとりましては非常に重大な関心事であろうかと思ひます。他方で、審議会の中では多種多様なご意見を出していただいて、

だれがどのような発言をしたということではなくて、合議体として一番いい結論に至るのがいいのかなと考えてございますが、いろいろなご意見がそのまま全部出てしまうということになりますれば、関係者、関係市町村が右往左往してしまう。いたずらに混乱を招くことになってみがかがなものか、本意ではないと考えてございます。また、団体の代表の形で出てきていただいている先生もいらっしゃるわけでございますが、必ずしも団体の意見でなくても構わないわけございまして、それが団体の意見だと誤解を招くのもみがかがなものかと考えてございます。また、先ほど委員からもありましたが、意向調査をしたときに、申し上げにくいことだけれども、ということであるいろいろお聞かせいただくような意向もあろうかと思えます。しかし、そういったことも踏まえてご議論いただきたいと考えております。そういうことを考えますと、市町村の組合せに関する議論などは、非公開ということも考えられるのかなと考えているところでございます。

ただ、先ほど委員からご指摘がありましたように、非公開にした場合には、12年のときもそうございましたけれども、会議後に、会長、あるいは会長代理から記者ブリーフをしていただく。こんな内容だったということブリーフする。結論に至るプロセスにつきまして、説明責任もあろうかと思えますが、適切に情報を公開していく必要はあろうかと思っています。その辺、慎重に運営していかなければいけないと考えております。

○会長

本当に十二分に慎重に対応すべき事案でございましょうから、今、事務局がおっしゃられたようなことで、ケース・バイ・ケースでもございますし、第2回の審議会等につきましては、委員の皆様方の意見を拝聴しながら決めていくことにさせていただきたいと思えますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長

ありがとうございます。では、そのように決定させていただきたいと思えます。

そのほか、皆様からございましたらお願いいたしたいと思えます。

○委員

議論をもとに戻すわけではないのですが、まあ、一字一句、細かくは公開しないのでしようけれども、いろいろな審議会で言ったことが別な意味にとられるような。言葉はその人によってとり方が違うので、そこら辺のところで大変苦労したことがあります。今おっしゃったように、その都度、内容によって決めていくということなのですが、私の経験では、微妙な問題、言い回しの問題などもありますし、途中経過のものをもろに出すのはかえっていい方向にいかない。今おっしゃったことでいいと思えますが、一つのことを言っても、記者によってはとり方、スタンスが違う。それによって曲げられることが多いので、我々も、ここ以外のところではなるべくしゃべらないということ。

○会長

秘密にやっていきたいということではありませんが、この事案についてもスムーズに展開して、いい形にしていきたいというお考えでしょうし、事務局にも十二分にご理解いただいてやっていただきたい。それでよろしゅうございますか。

○委員

はい。

○会長

特にないようでしたら、以上で終了させていただきわけですが、長時間にわたりましたのご審議に心からお礼申し上げます、閉会とさせていただきたいと思
います。ありがとうございました。